

御 利 用 に あ た っ て

1 調査の概要

(1) 調査の目的

平成18年事業所・企業統計調査は、我が国のすべての事業所及び企業を対象として、事業の種類や従業者数等、事業所及び企業の基本的事項を調査し、行政施策のための基礎資料並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的として実施しました。

(2) 調査の期日

平成18年10月1日

(3) 調査の範囲

調査日現在、国内に所在するすべての事業所です。ただし、次の事業所は調査対象外です。

ア 日本標準産業分類(平成14年3月7日総務省告示第139号)の「大分類A－農業」、「大分類B－林業」及び「大分類C－漁業」に属する個人経営の事業所

イ 日本標準産業分類の「大分類Q－サービス業(他に分類されないもの)」のうち「中分類83－その他の生活関連サービス業(小分類832 家事サービス業に限る)」及び「中分類94－外国公務」に属する事業所

ウ また、次の事業所は、調査技術上の観点から対象外としました。

(ア) 劇場、運動競技場、駅の改札口内などの有料施設のうち、産業小分類「845 公園、遊園地」以外の施設の中に設けられている事業所

(イ) 家事労働の傍ら、特に設備を持たないで賃仕事をしている個人の世帯

エ なお、次の事業所は、事業所・企業統計調査でいう事業所に含めていません。

(ア) 収入を得て働く従業者がいないもの

(イ) 休業中で、かつ従業者がいないもの

(ウ) 季節的に営業する事業所で、調査期日に従業者がいないもの

(4) 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる1区画の場所を1事業所とし、これを調査の単位としました。単一経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに1

事業所としました。なお、事業所としての取扱いに関し、次に掲げるものについては、特例を設けました。

ア 建設業

作業の行われている工事現場、現場事業所などは、それらを直接管理している本社、支店、営業所、出張所などの事業所に含めて調査しました。

また、自営の大工、左官、塗装工事・屋根工事・配管工事・電気工事などの業者については、工事現場では調査せず、それらの業者の事務所又は自宅で、その従業者も含めて調査しました。

イ 運輸業

鉄道、自動車、船舶、航空機などによる運輸業は、管理責任者のいる場所を事業所としました。鉄道業について、駅、車掌区、車両工場などは、それぞれを1事業所としました。

ただし、駅長、区長などの管理責任者の置かれていない事業所は、管理責任者のいる事業所に含めて調査しました。

ウ 学校

小学校、中学校などが併設されている場合は、それぞれを1事業所としました。

したがって、同一の学校法人に属する幾つかの学校、例えば、大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園などが同一構内にあるような場合、学校ごとにそれぞれ1事業所としました。

ただし、高等学校に併設されている定時制課程などは別の事業所とせず、その高等学校に含めて調査しました。

エ 国、地方公共団体の機関

国及び地方公共団体等の機関については、法令により独立の機関として設置されている機関を1経営主体とみなし、それぞれの場所ごとに1事業所としました。

ただし、一般行政事務、立法事務又は司法事務を行っている機関の中に、それ以外の現業的業務を行っている機関がある場合は、「課」又は「それに準ずる機関」を単位として、それぞれの場所ごとに別の事業所としました。

(5) 調査の方法

調査は甲調査と乙調査に分けて実施しました。

ア 甲調査は民営事業所を対象とする全数調査で、総務大臣－都道府県知事－市町村長－統計調査員(指導員)－統計調査員(調査員)の流れにより、調査員が調査票甲を配布し、収集する方法により調査しました。

イ 乙調査は国及び地方公共団体の事業所を対象とする全数調査で、各府省等の長、地方公共団体の長を通じて調査票乙を配布、収集する方法により調査しました。

(6) 調査事項

ア 甲調査

【事業所に関する事項】

- (ア) 名称
- (イ) 所在地及び電話番号
- (ウ) 経営組織
- (エ) 本所・支所の別
- (オ) 開設時期
- (カ) 従業者数
- (キ) 事業の種類
- (ク) 業態
- (ケ) 形態

【企業に関する事項】

- (ア) 登記上の会社成立の時期
- (イ) 資本金額
- (ウ) 外国資本比率
- (エ) 親会社・子会社・関連会社の有無
- (オ) 親会社の名称
- (カ) 親会社の所在地及び電話番号
- (キ) 子会社の数
- (ク) 会社の合併及び分割の状況
- (ケ) 本所の所在地の移転状況
- (コ) 会社の名称の変更状況
- (サ) 電子商取引の状況
- (シ) 国内及び海外の支所・支社・支店の数
- (ス) 会社全体の常用雇用者数
- (セ) 会社全体の事業の種類
- (ソ) 本所・本社・本店の名称
- (タ) 本所・本社・本店の所在地及び電話番号

イ 乙調査

- (ア) 名称
- (イ) 所在地及び電話番号
- (ウ) 職員数
- (エ) 事業の種類

2 用語の解説

(1) 事業所

事業所とは、経済活動の場所ごとの単位であって、原則として次の要件を備えているものをいいます。

ア 経済活動が、単一の経営主体のもとで、一定の場所(一区画)を占めて行われていること。

イ 物の生産、サービスの提供が、従業者と設備を有して、継続的に行われていること。

派遣・下請従業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が1人もおらず、他の会社など別経営の事業所から派遣されている人のみで事業活動が行われている事業所をいいます。

(2) 経営組織

国、地方公共団体

国、都道府県、市区町村、特別地方公共団体(地方公共団体の組合、財産区など)の事業所をいいます。

民 営

国、地方公共団体の事業所を除く事業所をいいます。

個人経営

個人が事業を経営している場合をいいます。法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含めています。

法 人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいいます。

会 社

株式会社(有限会社を含む)、合名会社、合資会社、相互会社及び外国の会社をいいます。ここで、外国の会社とは、外国で設立された法人やその他の外国の団体で、会社と同種のもの又は会社に類似するものの支店、営業所などのうち、会社法の規定により日本に営業所などの所在地を登記したものをいいます。

独立行政法人等

独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び日本郵政公社をいいます。

その他の法人

法人格を持っているもののうち、会社以外及び独立行政法人等以外の法人をいいます。例えば、特殊法人、認可法人、財団法人、社団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合(法人格を持つもの)、農(漁)業協同組合、事業協同組合、国民健康保険組合、共済組合、信用金庫などをいいます。

法人でない団体

団体であるが法人格をもたないものをいいます。例えば、協議会、後援会、同窓会、労働組合(法人格を持たないもの)などが含まれます。

(3) 事業所の産業分類

事業所の主な事業の種類(原則として過去1年間の販売額又は収入額の多いもの)により分類しました。原則として、日本標準産業分類(平成14年3月総務省告示第139号)によります。

が、一部の小分類項目については分割したものも含めて表章しています。これについては巻末の付録を参照してください。

(4) 従業者

従業者とは、調査日現在、当該事業所に所属して働いているすべての人をいいます。したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれます。また、当該事業所で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めません。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としました。

個人業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営しているものをいいます。

無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいいます。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含めます。

有給役員

有給役員とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、給与を受けている人をいいます。重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含めます。

常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいいます。期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は平成18年8月と9月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいいます。

正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいいます。

正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人をいいます。

臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいいます。

別経営の事業所への派遣又は下請従業者

従業者のうち、いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人、又は下請として請負先の事業所で働いている人をいいます。

(5) 別経営の事業所からの派遣又は下請従業者

労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人のほか、下請として他の会社など別経営の事業所から来て働いている人をいいます。

(6) 事業従事者

当該事業所で実際に働いている人をいいます。

「従業者」から「別経営の事業所への派遣又は下請従業者」を除き、「別経営の事業所からの派遣又は下請従業者」を含めて「事業従事者」としています。

(7) 本所・支所の別

単独事業所

他の場所に同一経営の本所(本社・本店)や支所(支社・支店)を持たない事業所です。

本所(本社・本店)

他の場所に同一経営の支所(支社・支店)などがあって、それらのすべてを統括している事業所です。本所の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としています。

支所(支社・支店)

他の場所にある本所(本社・本店)の統括を受けている事業所です。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所としています。

支社、支店のほか、営業所、出張所、工場、従業者のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれます。

(8) 開設時期

事業所が現在の場所で事業を始めた年をいいます。

(9) 事業所の形態

事業所の外観から、次の7形態に区分しています。

店舗・飲食店

小売店、飲食店、喫茶店、理髪店、パチンコ店など、一般に「店」といわれている事業所をいいます。住宅と併用の店舗も含まれます。

事務所・営業所

人事、経理、企画などの事務を行っている一般に「事務所」といわれている事業所、あるいは製造会社の販売部門、保険会社の営業部門、銀行の支店など、主として営業活動を行っている「営業所」といわれている事業所をいいます。

工場・作業所・鉱業所

外見や内容が作業などの現場仕事を行っている事業所です。一般に「工場」、「作業所」、「鉱業所」といわれている事業所のほかに、造船所、修理場、選果場、荷造場、倉庫(自家用を除く。)、鉄道の駅、発電所も含まれます。

輸送センター・配送センター・これらの倉庫

物品の集配などを行っている事業所及び物流のために用いている倉庫をいいます。

自家用倉庫・自家用油槽所

自己製品、材料などを保管する自家用倉庫や自己の石油、ガソリンなどを貯蔵する自家用油槽所をいいます。

外見上一般の住居と区別しにくい事業所

大工、家内工業など住宅を事業所としたもので、事業所を表示する看板などがなく、簡単に事業所であることを見分けることができない事業所です。また、個人タクシー、行商など自宅を拠点としているものもここに含まれます。

その他

上記以外の事業所です。学校、病院、寺社、旅館、浴場、駐車場などが含まれます。

(10) 会社企業

会社企業とは、経営組織が株式会社(有限会社を含む)、合名会社、合資会社及び相互会社で、本所と支所を含めた全体をいいます。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業となります。

なお、本報告書で「企業」とは、この会社企業をいいます。

(11) 企業産業分類

企業単位の産業分類で、支所を含めた企業全体の主な事業の種類(企業全体の過去1年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの)により分類しています。

(12) 資本金額

株式会社及(有限会社を含む)については資本金の額、合名会社及び合資会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいいます。

(13) 親会社・子会社・関係会社・関連会社

親会社

当該会社の議決権を過半数所有している会社をいいます。ただし、50%以下であっても、当該会社を子会社とする連結財務諸表が作成されている場合は、当該連結財務諸表において当該会社の直近上位に位置する会社を親会社とします。

子会社

当該会社が50%を超える議決権を所有する会社をいいます。また、当該会社の子会社が50%超の議決権を所有している会社も子会社とします。このほか、当該会社及び子会社の合計で50%超の議決権を所有している会社も子会社とします。

関連する会社(議決権所有元)

当該会社に対して、20%以上50%以下の議決権を直接所有している会社をいいます。

関連する会社(議決権所有先) 当該会社が、20%以上50%以下の議決権を直接所有している会社をいいます。

(14) 会社成立時期

商業(法人)登記簿謄本における会社成立の年月をいいます。

(15) 会社の合併・分割等の状況

新設合併

2つ以上の会社のすべてが解散して合体し、新たに会社を設立した場合をいいます。

吸収合併

1つの会社が存続し、他の会社が解散して存続会社に吸収された場合をいいます。

分社・分割

会社組織の一部を分離又は分割し、新たな会社として設立した場合をいいます。

移 転

当該所事業所が他の場所から現在の場所に移転した場合をいいます。

正式名称を変更

会社の正式名称(登記上の名称)を変更した場合をいいます。

(16) 電子商取引

電子商取引とは、インターネットやインターネット以外のコンピューターネットワークを利用した商取引をいいます。ただし、決済及び同一企業内の事業所間での商取引は、ここでいう電子商取引には含まれていません。

(17) 電子商取引の内容

受 注

物品、サービスの販売、配送(送信)、製造(製作)などの注文を受けることです。

発 注

物品、サービスの購入、配送(送信)、製造(製作)などの注文を発することです。

配送等又はその手配

音楽、映像、メール新聞などのサービスの提供、物品の配送の手配をすることです。

アフターサービス等その他

販売した物品、サービスのアフターサービスなど、上記の「受注」、「発注」、「配送等又はその手配」に該当しない電子商取引です。

3 その他

- (1) この報告書の数値は、本市が独自集計したものです。したがって、総務省から公表される数値とは相違する場合があります。
- (2) 産業分類は平成18年事業所・企業統計調査産業分類によります。なお、産業分類名を印刷の都合により省略している場合がありますので、付録の産業分類表を参考にしてください。
- (3) 平成13年調査の結果は、平成14年3月改定後の日本標準産業分類に基づいて組み替えたものです。このため、平成13年の調査結果では「個人経営」のもやし製造業を除外しました。(調査結果の概要 表1～3は除きます。)

(4) 単位未満の数値は、原則として、四捨五入しているため総数とその内訳の合計とは必ずしも一致しません。

(5) 諸記号の約束

△ マイナス
— 該当なし
… 不詳
0 単位未満

(6) 市域及び行政区域は、平成18年10月1日現在であり、過去の数値は組み替えています。

(7) 町名は平成18年10月1日現在のものです。

(8) 所管別

行政区において、出張所が置かれている場合は、各出張所の所管区域を「〇〇出張所管内」と、それ以外の区域を「〇〇区出張所管外」と表記し、所管別を表しました。

昭和61年版までの旧市町村別(昭和46年3月31日現在)との対応は、概ね次のとおりです。

旧市町村別	所 管 別
広島市	中区＋東区出張所管外＋南区出張所管外＋似島出張所管内＋西区
沼田町	沼田出張所管内
安佐町	安佐出張所管内
可部町	安佐北区出張所管外
祇園町	祇園出張所管内
安古市町	安佐南区出張所管外
佐東町	佐東出張所管内
高陽町	高陽出張所管内
瀬野川町	中野出張所管内
白木町	白木出張所管内
熊野跡村	阿戸出張所管内
安芸町	温品出張所管内
矢野町	矢野出張所管内
船越町	安芸区出張所管外
五日市町	佐伯区出張所管外
湯来町	湯来出張所管内